

(イ) 購入後、審査を受けて支援金を受け取る場合（事後精算）

【必ず必要な書類】

・ 第3号様式：給付申請書

・ 端末購入がわかるもの（レシート等）の写し（以下1～3の内容が確認できるもの）

1. 購入日（原則として、県立高等学校の合格発表日以降のもの。）
2. 購入した商品名及びその金額内訳
3. 販売事業者名

※端末を購入したことがわからないものや、配送通知等で金額だけのものは、端末購入がわかる別の資料を再提出していただく可能性があります。

※レシート等に記載されている購入者名が生徒名又は保護者名のいずれとも異なる場合、その方との関係を公的書類（戸籍や住民票など）により追加で証明していただきます。

・ 申請者名義口座の通帳等の写し（以下1～5の内容が確認できるもの）

1. 金融機関名
2. 本支店又は店番
3. 口座種別
4. 口座番号
5. 口座名義人カナ

※どうしても他の方の口座を希望する場合は、**委任状**の提出が必要です。

(1) 生活保護の方

・ 生活保護受給証明書

(2) 非課税の方又は準非課税の方

・ 保護者全員の直近の道府県民税及び市町村民税に係る以下（A）、（B）、（C）のいずれかの書類の写し

※審査は直近の住民税の課税状況で判断します。令和6年度は定額減税があったことから、**新年度（令和7年度）課税が出た場合は、補助率が下がる（非課税→準非課税）か対象外になる可能性**がありますので、申請が遅くなる方はご注意ください。

※審査が完了し、振込金額決定後は、扶養控除の算定し直しなどで修正申告をされても、審査判定のやり直しには応じられないため、課税状況をよく確認してから申請してください。

※旧年度（令和6年度）課税で補助対象外になった場合でも、新年度（令和7年度）課税で対象となる見込みの場合は、再度申請を受け付けることも可能ですので、まずは管理課（027-226-4543）まで電話連絡をしてください。

(A) 所得・課税証明書又は非課税証明書の写し（発行は有料です）

(注1) 所得証明書は課税状況が証明されていないため、所得・課税証明書（自治体によっては課税証明書）を**再度取り直して**いただく場合がありますので、ご注意ください。

(注2) 所得割が非課税でない場合、準非課税であるかの審査に必要となる項目があるため、**扶養親族や所得控除等の内訳が省略されていないもの**を提出してください。コンビニエンスストア発行の証明書は省略されている場合が多いため、**取り直しにならないよう、市町村窓口で発行**してもらってください。

(注3) 税務署発行ではなく市町村が発行する証明書ですので、ご注意下さい。



(C) 納税通知書の写し

※自営業で非課税の場合は、納税通知書は発行されないため、非課税証明書を取得してください。

370-0000 令和〇年度 市民税・県民税 税額決定 通知書  
 ・森林環境税 納税

〇〇市〇町〇〇番地 あなたの市民税・県民税・森林環境税を下記の通り決定（変更）  
 〇〇 〇 様 しましたので通知します。

令和〇年〇月〇日 群馬県〇〇市長 〇〇 〇 群馬県  
〇〇市  
長之印

※自治体間及び国庫については当該年度の納付額を国庫の科目番号でそれぞれの税別記載してください。  
 ※既に交付済みの科目番号がある場合は、それにかわり、再度交付した科目番号で交付してください。  
 ※ただし、50年課税については、この限りではありません。

納税義務者住所		〇〇市〇町〇〇番地	
納税義務者氏名		〇〇 〇〇	

課税標準額		決定内容		変更前		事由	区分	決定内容	変更前
決定内容	変更前	市民税 (C)	県民税 (D)	市民税 (C)	県民税 (D)				
+	+			*****	*****				
-	-			*****	*****				
-	-			*****	*****				
調整控除額				*****	*****				
配当控除額				*****	*****				
住居借入金等特別控除額				*****	*****				*****
寄付金控除額				*****	*****				*****
調整額・外国税控除額等				*****	*****				*****
課税所得・小企業等税額控除額				*****	*****				*****
差し引き所得額				*****	*****				*****
均等割額		3000	1700	*****	*****			5700	*****
計		3000	1700	*****	*****				
森林環境税			1000円	*****円	*****円		区分	決定内容	変更前
控除額 (A) (B) (C) (D) (E) (F) (G) (H) (I) (J) (K) (L) (M) (N) (O) (P) (Q) (R) (S) (T) (U) (V) (W) (X) (Y) (Z)		(B)	5700円	(C)	*****円				*****
未税控除額 (B) - (C)								5700円	